

第2章 基本的事項の整理

2-1. 災害時の対応拠点の確保

(1) 災害対応拠点の確保

原則として、役場庁舎を使用する。

(2) 代替対応拠点の確保

役場庁舎が被災し使用不能のときは、図2-1に示すスカイホールを代替対応拠点とする。

【出典：瑞穂町地域防災計画（平成26年3月）】



図 2-1 災害対応拠点周辺図

(3) 発動基準の設定

瑞穂町地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置されたとき、下水道BCPが発動する。

災害対策本部の設置基準は、瑞穂町地域防災計画に基づき以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 町域に震度6弱以上の地震が発生したとき（自動発動）② 東海地震予知情報または警戒宣言が発せられたとき（自動発動）③ 町域に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき④ その他、地震により多数の被害が発生したと予想される場合で、町長が必要と認めるとき |
|---|

【出典：瑞穂町地域防災計画（平成26年3月）】

2-2. 重要関係先との緊急連絡の確保

発災直後において、被災状況の報告や支援の要請等、早急に連絡すべき関連行政機関や関係民間団体等を洗い出し、連絡手段、連絡内容等を整理する必要がある。

2-3. 生活必需品の備蓄と保有資機材の確認

広域災害の場合、救援物資が早急に届かない可能性があるため、職員の飲料水、非常食、簡易トイレ等の備蓄状況を確認する。また、調査、応急復旧等に必要となる資機材の備蓄状況に加え、設備の冷却水の保有水量、自家発電機の燃料保有量等、ライフラインの停止期間に応じて必要な備蓄量を確認する。

また、備蓄品の保管については、発災後、直ちに使用できるような保管場所を定めるとともに、備蓄資機材名と数量、管理責任者、保管期限があるものは、その期間を把握する。

なお、災害時における資機材の調達が円滑に行えるように、民間企業と資機材の供給に関する協定を結び、必要に応じて協定先の民間企業等が保有している資機材（品名、数量等）の情報を把握する。